

**県内開発新技術活用支援
しまね・ハツ・建設ブランド実証フィールド工事実施要領**

1. 主旨

この要領は、しまね・ハツ・建設ブランド実証フィールド工事対象技術（以下「フィールド技術」という。）における、工事実施計画から実証データの評価までの必要な事項を定めるものとする。

2. 目的

この要領は、実証フィールド工事対象技術を実際の工事において使用し、「技術の成立性」及び「公共工事等への適用性」を確認することを目的とする。

3. 定義

この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

1) 実証フィールド工事

「実証フィールド工事」とは申請された県内開発新技術について、島根県建設工事積算・施工管理等基準検討委員会（以下「積算基準検討委員会」という。）において「技術の成立性」及び「公共事業への適用性」を、施工実績を積み重ねて確認する必要があると判断された新技術を使用する工事をいう。

2) 申請者

「申請者」とは、実証フィールド工事対象技術を実施する権利を保有する島根県内の建設業者、建設関連企業及び協会・NPO等をいう。

3) 施工者

「施工者」とは、原則、当該工事の元請負業者をいう。ただし、新技術を利用する業者が下請負業者である場合は、元請負業者と下請負業者の両者を施工者という。

4) 発注者

「発注者」とは、広義においては当該工事の発注機関をいい、狭義においては当該工事の監督職員をいう。

5) 実証フィールド工事計画書

実証フィールド工事計画書（以下「F工事計画書」という。）は、技術審査会において設定された検証の必要性がある評価項目について、実際の工事においてどのように調査及び検証をするかを記した計画書をいう。

4. 対象工事

島根県及び県内市町村等（島根県企業局、県及び市町村の外郭団体が発注する工事も一部含む。）が発注する公共土木工事及び公共施設整備であり、次の3つの型式に分類する。

1) 申請者提案型工事

申請者が施工者に対し技術提案を行い、元請負業者が採択を了承した後、発注者・施工者・登録者の3者で協議を行い、発注者が承諾した後に工事において実証フィールド工事を実施する。

2) 施工者提案型工事

施工者が申請者に技術提供を依頼し、元請負業者の技術提案として発注者と協議を行い、発注者が承諾した後に工事において実証フィールド工事を実施する。

3) 発注者提案型工事

発注者が元請負業者に対し技術提案を行い、元請負業者が了承した後に、発注者が申請者に利活用を通知し、元請負業者と申請者において利活用の合意が成された後に工事において実証フィールド工事を実施する。

5. 実証フィールド工事の実施計画

申請者は、別に定める様式により当該工事におけるF工事計画書を作成し、発注者の承諾を得るものとする。

申請者は、発注者の承諾を得たF工事計画書の内容を技術管理課に報告するものとする。

6. 工事の実施

申請者、施工者、発注者は相互に協力し、誠意を持って実証フィールド工事を実施することとし、それぞれの責務は次の各号に示す。

1) 申請者の責務

申請者は、フィールド技術に関する技術情報を施工者及び発注者に提供し、工事の円滑で安全な施工に協力を行う。

F工事計画書による調査・検証を主導的に行い、実証フィールド工事報告書（以下「F工事報告書」という。）を作成する場合の技術情報の作成を行う。

2) 施工者の責務

施工者は、F工事計画書の内容を理解して施工を行い、申請者が行う調査・検証及び発注者が行う施工確認に協力を行う

施工者の立場で機能性・施工性等の客観的な評価を行う。

3) 発注者の責務

発注者は、監督職員が実施する施工の段階確認及び状況把握等によりフィールド技術の施工状況等の確認を積極的に行い、機能性・施工性等の客観的な評価を行う。

7. 実証フィールド工事報告書の作成

F工事報告書の作成に関しては、次の各号に定める

- 1) F工事報告書の作成は電子データにより行い、データの受け渡しはメールあるいはCD-R等において行う。
- 2) 写真及び図面等の電子データの型式等は、電子納品運用ガイドライン簡易版（島根県農林水産部・土木部）に準拠する。
- 3) 申請者は、別に定める様式により、F工事報告書の申請者記載欄に記入する。施工写真及び施工図面等のデータが不足する場合は施工者及び発注者より提供を受けた後、データをメールあるいはCD-R等により、施工者に引き渡す。
- 4) 施工者は、申請者が作成したF工事報告書の施工者記載欄に記入する。写真データ等の施工情報が不足している場合はデータを付加した後、データをメールあるいはCD-R等により発注者に引き渡す。
- 5) 発注者は、写真及び図面等のデータを確認し、F工事報告書の発注者記載欄を記入した後、データをメールあるいはCD-R等により技術管理課に提出する。

8. F工事報告書の審査

技術審査会において、実証データに関し評価を行い、登録の可否を判断する。審査結果について、積算基準検討委員会に諮るものとする。

9. しまね・ハツ・建設ブランドへの登録

技術審査会の審査結果を、積算基準検討委員会に諮り、「登録技術」として承認が得られた新技術は「しまね・ハツ・建設ブランド」として登録を行う。

10. 実証フィールド工事対象技術の指定期間

実証フィールド工事対象技術の指定期間は、指定を受けた日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までとする。

1 1. 問合せ先及び報告書提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地
島根県土木部 技術管理課 企画調査グループ

1 2. その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は技術管理課長が別に定める。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

ただし、「10. 実証フィールド工事対象技術の指定期間」について、平成24年4月1日に指定を受けているフィールド技術は、指定を受けた日から起算して4年を経過する日の属する年度の末日までとする。

実証フィールド工事の流れ

